平成２４年（フ）第２８９２号
東京都江戸川区中葛西３丁目17―14―102
債務者　金子　　茂
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９３号
東京都江戸川区中葛西３丁目17―14―102
債務者　金子　久美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町２丁目156―３　台東壱番館202
債務者　山本　　泉
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８９７号
東京都国立市谷保7117―１　ブロードスカイ国立１―201
債務者　田中　英恒
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９００号
東京都千代田区西神田２―３―３―402、住民票上の住所東京都千代田区飯田橋４丁目10―１―1201
債務者　森　　春奈
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２１号
東京都足立区綾瀬４丁目９―18―901
債務者　園田眞悠子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川３―５―19―104、住民票上の住所東京都足立区小台２丁目16―２
債務者　石川　幹朗
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑226
債務者　天野　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２７号
埼玉県戸田市笹目４丁目10―11―105
債務者　アビデゥ知恵子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２８号
東京都品川区東五反田２丁目21―11―434
債務者　菅　　智子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９２９号
東京都豊島区目白２丁目16―６―101
債務者　大塚英太郎
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９３２号
東京都小平市花小金井１丁目37―５　ル・クールA
債務者　小池　雄三
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５０号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目34―３　千駄ヶ谷荘
債務者　佐藤　康英
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９５７号
神奈川県川崎市高津区上作延533―１―505
債務者　中村奈津子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７４号
東京都墨田区東向島５丁目１―14―904
債務者　黒島　元明
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部